

「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」を修正することに関する決定

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年6月29日、商務部は「『外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法』を修正することに関する決定」（商務部令2018年第6号、以下「本決定」）を公布しました。本決定は商務部令2017年第2号（以下「2号令」）を一部修正し、外商投資企業設立における商務備案（届出）と工商登記のワンストップ化を明確に規定しています。本決定は2018年6月30日より実施されています。

1. 政策の背景

2013年、外商投資ネガティブリスト管理制度が上海自由貿易試験区で初めて実施され、ネガティブリストに掲載されていない業種の投資プロジェクトは審査制から備案制に移行しました。2016年には、当該管理制度は全国に展開されました。

2016年10月8日、商務部より「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」（商務部令2016年第3号、以下「3号令」）が公布、全国における外資企業設立及び変更備案の具体的な細則が発表され、手続の明確化が進みました。

その後、2018年5月16日に開催された国務院常務会議において、全国で外資企業設立の商務備案と工商登記のワンストップ窓口手続が実施されることが決定しました。今回公布された本決定は、「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」に対する2回目の修正であり、手続簡素化を進める内容となっています。

【図表1】外商投資企業備案（届出）管理に関連する規制（抜粋）

公布日 (実施日)	公布部門	規制名称	内容
2016/10/8 (即日実施)	商務部	「外商投資企業設立及び変更備案管理に関する暫行弁法」 (商務部令[2016]3号)	備案制管理制度の正式発表
2016/10/8 (即日実施)	国家發展改革委 商務部	国家發展改革委 商務部公告 2016年第22号	全国版「ネガティブリスト」の内容を発表、「外商投資産業指導目録(2015年改定)」の制限類、禁止類、及び奨励類の株式持分要求、高級管理者に関連する規定を参照することを発表
2017/6/5 (2017/7/10)	国務院弁公庁	「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(国弁発[2017]51号)	2017年の自貿区版ネガティブリストを公布
2017/6/28 (2017/7/28)	国家發展改革委 商務部	「外商投資産業指導目録(2017年版)」(国家發展改革委 商務部令第4号)	2017年の全国版ネガティブリストを公布

2017/7/30 (即日実施)	商務部	『外商投資企業設立及び変更備案管理弁法』の修正に関する決定 (商務部令 2017 年第 2 号)	「外商投資企業設立及び変更備案管理弁法」修正、外国投資家による内資企業買収も備案制適用可能
2017/6/28 (2017/7/28)	国家發展改革委 商務部	「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(国家發展改革委 商務部令 第 18 号)	2018 年の全国版ネガティブリストを公布
2018/6/29 (2018/6/30)	商務部	『外商投資企業設立及び変更備案管理弁法』の修正に関する決定 (商務部令 2018 年第 6 号)	「外商投資企業設立及び変更備案管理弁法」に対し 2 回目の修正を行い、外資企業設立における商務備案と工商登記のワンストップでの手続を明確化
2018/6/30 (2018/7/30)	国家發展改革委 商務部	「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(国家發展改革委 商務部令 第 19 号)	2018 年の自貿区版ネガティブリストを公布

2. 政策の内容

本決定は 2017 年 2 号令に対して内容の修正と追加を行っています。主な変更点は以下の通りです。

- 外商投資企業の設立プロセスにおいて、商務備案と工商登記のワンストップ手続を実現
 - ✓ 工商、市場監督管理部門にて設立登記を行う際、外商投資企業設立備案情報も合わせてオンラインで送付しなければならない
 - ✓ 買収、吸収合併によって非外商投資企業が外商投資企業となる場合、工商、市場監督管理部門で変更登記を行う際、外商投資企業設立備案情報も合わせてオンラインで送付しなければならない
 - ✓ 備案機関は工商、市場監督管理部門より送付された備案情報を取得した際、備案手続を行うとともに投資者にも通知する

- 上場会社に対する外国投資者の戦略投資に関する内容を調整
 - ✓ 外商投資の上場会社が新たな外国投資者を戦略投資として受け入れる際、備案の範囲内である場合は証券登記決済機構で証券登記を行ってから 30 日以内に変更の備案手続を行い、「変更申告表」を提出しなければならない

- 企業設立備案手続を行う際の手続提出ルートを調整
 - ✓ 提出ルートは備案機関の総合管理システムではなく、工商と市場監督管理部門の関連システムにて取扱う
 - ✓ 企業変更にかかる備案手続の手続提出ルートは不変、備案機関の総合管理システムにて取扱う

- 「備案情報を変更する場合、営業許可証が発行された後、再度変更備案手続を行う」という内容を削除
 - ✓ 商務備案と工商登記は情報が共有されるため、この事象は発生しない

- 備案機関による備案情報に対する審査方式を調整
 - ✓ 商務備案については、従来はオンラインで提出された「設立申告表」或いは「変更申告表」、及び関連書類を審査していたが、今後はオンラインで入力された設立或いは変更の備案情報のみを審査する

- 備案証明を受領する際に提出するエビデンスの調整
 - ✓ 従来は、外商投資企業名称事前承認資料（写し）、或いは外商投資企業営業許可証（写し）を備案機関に提出していたが、企業名称事前承認手続の取消により、今後は外商投資企業営業許可証（写し）にて備案証明を受領する

3. 企業への影響

本決定は、外資企業設立における商務備案と工商登記のワンストップ手続を明確化するものです。企業設立のプロセスが簡素化され、所要時間の圧縮が期待されます。今後、新設の備案手続は総合管理システムでは実施せず、各地の備案機関、及び工商、市場監督管理部門の要求に従わなければなりません。本決定施行前に工商、市場監督管理部門で設立登記手続を実施した企業は、要求に基づいて設立の商務備案を実施しなければなりません。変更事項が発生した企業の変更備案手続は従来と同様です。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">商务部令2018年第6号 关于修改 《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》 的决定</p> <p>《关于修改〈外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法〉的决定》已经商务部第4次部务会议审议通过，现予公布，自2018年6月30日起施行。</p> <p style="text-align: right;">部 长 钟 山 2018年6月29日</p>	<p style="text-align: center;">商務部令 2018 年第 6 号 「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」の修正 に関する決定</p> <p>『外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法』の修正に関する決定は商務部第 4 次部務會議の審議を経て、ここに公布する。2018 年 6 月 30 日より実施する。</p> <p style="text-align: right;">部長 鐘山 2018 年 6 月 29 日</p>
<p style="text-align: center;">关于修改 《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》 的决定</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院决策部署，在全国推开外资企业设立商务备案与工商登记“一套表格、一口办理”，优化外商投资企业设立备案程序，进一步提升外商投资便利化水平，商务部决定，对《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》（商务部令2017年第2号）作如下修改：</p> <p>一、将第五条第一款、第二款修改为：“设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，全体投资者（或外商投资股份有限公司董事会）指定的代表或共同委托的代理人在向工商和市场监督管理部门办理设立登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。</p> <p>由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在向工商和市场监督管理部门办理变更登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。”</p> <p>增加一款，作为第五条第三款：“备案机构自取得工商和市场监督管理部门推送的备案信息时，开始办理备案手续，并应同时告知投资者。”</p>	<p style="text-align: center;">「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」の修正 に関する決定</p> <p>党中央、國務院の政策決定・計画を貫徹して実行し、全国で外資企業設立における商務備案（届出）と工商登記の「一つのフォーマットへの記入、ワンストップでの手続」を展開し、外商投資企業設立備案プロセスを最適化し、外商投資の利便化水準をさらに高めるため、商務部は「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」（商務部令 2017 年第 2 号）に以下の通り修正を加えることを決定した。</p> <p>一、第五条の第一項と第二項を以下に修正する：外商投資企業を設立する場合、本弁法において規定される備案範囲に属していれば、全投資者（或いは外商投資株式有限公司董事会）が指定する代表或いは共同で委託する代理人が工商と市場監督管理部門で設立登記を行う際に、外商投資企業設立備案情報も合わせてオンラインで送付しなければならない。</p> <p>買収、吸収合併によって非外商投資企業が外商投資企業に変更する場合、本弁法において規定される備案範囲に属していれば、工商と市場監督管理部門で変更登記を行う際に、外商投資企業設立備案情報も合わせてオンラインで送付しなければならない</p> <p>一項を追加して、第五条の第三項とする 備案機関が工商と市場監督管理部門より送付された備案情報を取得した際に、備案手続きを行うと同時に投資者にも通知する</p>

二、删除第七条第一款、第三款，删除第二款中的“登记前或”。

三、删除第八条第一款中的“通过综合管理系统”，并将该款第（三）项中的“或全体发起人”修改为“或外商投资股份有限公司董事会”。

四、删除第九条。

五、将第十二条第一款中的“外商投资企业或其投资者在线提交《设立申报表》或《变更申报表》及相关文件后，备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对”修改为“备案机构取得外商投资企业设立或变更备案信息后，对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对”；将第二款最后一句修改为“外商投资企业或其投资者应于5个工作日内就同一设立或变更事项向备案机构另行申请补充备案信息。”

六、删除第十三条中的“外商投资企业名称预核准材料（复印件）或”。

此外，对相关条款的顺序和附件相关内容作相应调整。

外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法

第一章 总则

第一条 为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理体制改革，完善法治化、国际化、便利化的营商环境，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国公司法》及相关法律、行政法规及国务院决定，制定本办法。

第二条 外商投资企业的设立及变更，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用本办法。

第三条 国务院商务主管部门负责统筹和指导全国范围内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。

各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产

二、第七条の第一項、第三項を削除し、第二項の「登記前或いは」を削除する。

三、第八条の第一項の「総合管理システムを通じる」を削除し、該当項の第(三)項の「或いは全发起人」を「或いは外商投資股份有限公司董事会」に修正する

四、第九条を削除する。

五、第十二条第一項の「外商投資企業或いはその投資者が『設立申告表』、『変更申告表』および関連文書をオンラインで提出した後、備案機関は入力情報形式上の完全性、正確性を確認」を「備案機関が外商投資企業設立或いは変更の備案情報を取得した後、入力情報形式上の完全性、正確性を確認」。第二項の最後の内容を「同一の設立或いは変更事項に対し、外商投資企業或いはその投資者が5営業日以内に備案機関に別途申請しなければならない」と修正する。

六、第十三条の「外商投資企業名称事前承認資料(コピー)或いは」を削除する。

その他、関連する条項の順序と添付資料の内容に対し調整を実施した。

外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法

第一章 総則

第一条 對外開放を更に拡大させ、外商投資管理体制改革を推進し、法治化、国際化、利便化したビジネス環境を完備するために、「中華人民共和國中外合弁經營企業法」、「中華人民共和國中外合作經營企業法」、「中華人民共和國外資企業法」、「中華人民共和國公司法」と関連法律、行政法規および國務院の決定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 外商投資企業の設立および変更は、国家が規定する参入特別管理措置が実施されていない分野の場合、本弁法を適用する。

第三条 國務院商務主管部門は全国範圍における外商投資企業設立および変更の備案管理業務の総合的な計画、指導に責任を負う。

省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生產建設兵

建设兵团、副省级城市的商务主管部门，以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构是外商投资企业设立及变更的备案机构，负责本区域内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。

备案机构通过外商投资综合管理信息系统（以下简称综合管理系统）开展备案工作。

第四条 外商投资企业或其投资者应当依照本办法真实、准确、完整地提供备案信息，填写备案申报承诺书，不得有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏。外商投资企业或其投资者应妥善保存与已提交备案信息相关的证明材料。

第二章 备案程序

第五条 设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，全体投资者（或外商投资股份有限公司董事会）指定的代表或共同委托的代理人在向工商和市场监督管理部门办理设立登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。

由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在向工商和市场监督管理部门办理变更登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。

备案机构自取得工商和市场监督管理部门推送的备案信息时，开始办理备案手续，并应同时告知投资者。

第六条 属于本办法规定的备案范围的外商投资企业，发生以下变更事项的，应由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在变更事项发生后30日内通过综合管理系统在线填报和提交《外商投资企业变更备案申报表》（以下简称《变更申报表》）及相关文件，办理变更备案手续：

（一）外商投资企业基本信息变更，包括名称、注册地址、企业类型、经营期限、投资行业、业务类型、经营范围、是否属于国家规定的进口设备减免税范围、注册资本、投资总额、组织机构

团、副省级都市の商務主管部門、および自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区の関連機構は本区域内における外商投資企業の設立および変更の備案機関とし、備案管理業務に責任を負う。

備案機関は外商投資総合管理情報システム(以下総合管理システム)を通じ、備案業務を展開する。

第四条 外商投資企業或いはその投資者は本弁法に従い、真実の、正確な、完全な備案情報を提供し、備案申告承諾書に記載しなければならない。虚偽の記載、誤解を招く記載、重大な漏れがあってはならない。外商投資企業或いはその投資者は既に提出した備案情報の関連証明資料を適切に保存しなければならない。

第二章 備案フロー

第五条 外商投資企業を設立する場合、本弁法において規定される備案範囲に属していれば、全投資者(或いは外商投資株式会社有限公司董事会)が指定する代表或いは共同で委託する代理人は工商と市場監督管理部門にて設立登記を行う際に、外商投資企業設立備案情報も合わせてオンラインで送付しなければならない。

買収、吸収合併によって非外商投資企業が外商投資企業に変更する場合、本弁法において規定される備案範囲に属していれば、工商と市場監督管理部門にて変更登記を行う際に、外商投資企業設立備案情報も合わせてオンラインで送付しなければならない。

備案機関が工商と市場監督管理部門より送付された備案情報を取得した際に、備案手続きを行うと同時に投資者にも通知する。

第六条 本弁法が規定する備案範囲に属する外商投資企業は、以下の変更事項が発生した場合、外商投資企業が指定した代表或いは委託した代理人によって、変更事項発生後30日以内に総合管理システムを通じ、「外商投資企業変更備案申告表」(以下「変更申告表」)および関連文書をオンラインで入力・提出し、変更備案手続きを行う。

（一）外商投資企業基本情報変更には、名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、国家が規定する輸入設備の税金減免範囲に属するかどうか、登録資本金、投資総額、組織機構構成、法

構成、法定代表人、外商投资企业最终实际控制人信息、联系人及联系方式变更；

(二) 外商投资企业投资者基本信息变更，包括姓名（名称）、国籍/地区或地址（注册地或注册地址）、证照类型及号码、认缴出资额、出资方式、出资期限、资金来源地、投资者类型变更；

(三) 并购设立外商投资企业交易基本信息变更；

(四) 股权（股份）、合作权益变更；

(五) 合并、分立、终止；

(六) 外资企业财产权益对外抵押转让；

(七) 中外合作企业外国合作者先行回收投资；

(八) 中外合作企业委托经营管理。

其中，合并、分立、减资等事项依照相关法律法规规定应当公告的，应当在办理变更备案时说明依法办理公告手续情况。

前述变更事项涉及最高权力机构作出决议的，以外商投资企业最高权力机构作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对外商投资企业变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。

外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可仅在外商投资者持股比例变化累计超过5%以及控股或相对控股地位发生变化时，就投资者基本信息或股份变更事项办理备案手续。

第七条 外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记后30日内办理变更备案手续，填报《变更申报表》。

第八条 外商投资企业或其投资者办理外商投资企业设立或变更备案手续，需上传提交以下文件：

(一) 外商投资企业名称预先核准材料或外商投资企业营业执照；

(二) 外商投资企业全体投资者（或全体发起人）或其授权代表签署的《外商投资企业设立备案申报承诺书》，或外商投资企业法定代表人或其授权代表签署的《外商投资企业变更备案申报承诺

定代表者、外商投资企业最终实权者的信息、联络人および連絡方式の変更が含まれる。

(二) 外商投资企业投资者基本情報変更には、名前（名称）、国籍或いは住所（登記地或いは登記住所）、証書類及びコード、払込・引受出資額、出资方式、出資期限、資金源泉地、投資者類型の変更が含まれる。

(三) 買収設立によって外商投资企业取引基本情報が変わられる場合

(四) 持分（株式）、合作權益の変更

(五) 合併、分割、清算

(六) 外資企業財産權益の對外抵当譲渡

(七) 中外合作企業外国合作者の投資の先行回収

(八) 中外合作企業委託経営管理

そのうち、合併、分立、減資等の事項は関連法律や法規の規定に基づき公告する必要がある場合、変更備案手続において、法に則って公告の手続状況を説明しなければならない。

前述の変更事項に関わる最高権力機関が決議した場合、外商投资企业の最高権力機関が決議した時間をもって変更事項の発生時点とする。法律法规により外商投资企业変更事項の発効日に対して別途要求がある場合、相応の要求を満たした時点が、変更事項の発生時点となる。

外商投資の上場会社および全国中小企業持分譲渡システムに名を連ねる会社は、外国投資家の持分比率の変化累計が5%を超える、及び持分支配或いは相対持分支配の地位に変化が生じた場合のみ、投資家基本情報或いは株式変更事項の備案手続を行うことができる。

第七条 外商投資の上場会社が新たな外国投資家の戦略投資を受け入れる場合、本弁法に規定される備案範囲に属していれば、証券登記決済機構に登録してから30日以内に備案手続を行い、「変更申告表」を記入する。

第八条 外商投资企业或いはその投資者は外商投资企业設立或いは変更備案手続を行う際、以下の資料を提出しなければならない

(一) 外商投资企业名称事前承認資料或いは外商投资企业營業許可証

(二) 外商投资企业全投資者（或いは全発起人）、或いはその授權代表が署名した「外商投资企业設立備案申告承諾書」、或いは外商投资企业法定代表人或はその授權代表が署名した「外商投资企业變更備案申告

<p>书》；</p> <p>(三) 全体投资者（或外商投资股份有限公司董事会）或外商投资企业指定代表或者共同委托代理人的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明；</p> <p>(四) 外商投资企业投资者或法定代表人委托他人签署相关文件的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明（未委托他人签署相关文件的，无需提供）；</p> <p>(五) 投资者主体资格证明或自然人身份证明（变更事项不涉及投资者基本信息变更的，无需提供）；</p> <p>(六) 法定代表人自然人身份证明（变更事项不涉及法定代表人变更的，无需提供）；</p> <p>(七) 外商投资企业最终实际控制人股权结构图（变更事项不涉及外商投资企业最终实际控制人变更的，无需提供）；</p> <p>(八) 涉及外国投资者以符合规定的境外公司股权作为支付手段的，需提供获得境外公司股权的境内企业《企业境外投资证书》。</p> <p>前述文件原件为外文的，应同时上传提交中文翻译件，外商投资企业或其投资者应确保中文翻译件内容与外文原件内容保持一致。</p> <p>第九条 经审批设立的外商投资企业发生变更，且变更后的外商投资企业不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应办理备案手续；完成备案的，其《外商投资企业批准证书》同时失效。</p> <p>第十条 备案管理的外商投资企业发生的变更事项涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应按照外商投资相关法律法规办理审批手续。</p> <p>第十一条 备案机构取得外商投资企业设立或变更备案信息后，对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在3个工作日内完成备案。不属于备案范围的，备案机构应在3个工作日内在线通知外商投资企业或其投资者按有关规定办理，并通知相关部门依法处理。</p>	<p>承諾書」</p> <p>(三) 全投資者(或いは外商投資株式有限公司董事会)或いは外商投資企業が指定した代表或いは共同して委託した代理人の証明。授權委託書及び被委託人の本人証明を含む</p> <p>(四) 外商投資企業投資者或いは法定代表者が委託した被委託人が署名した関連文書の証明、授權委託書及び被委託人の本人証明を含む(委託なしの関連文書の場合は提出不要)</p> <p>(五) 投資者主体の資格証明或いは自然人本人証明(変更事項が投資者基本情報変更と関連しない場合は提出不要)</p> <p>(六) 法定代表者の自然人本人証明(変更事項が法定代表者変更と関連しない場合は提出不要)</p> <p>(七) 外商投資企業最終実質支配者の株式構成図(変更事項が外商投資企業最終実質支配者の変更と関係しない場合、提出不要)の提出が必要</p> <p>(八) 外国投資家が域外企業の持分を支払手段とする場合、域外企業の持分を受ける域内企業より「企業域外投資証書」の提出が必要となる。</p> <p>前述の文書の原文が外国語の場合、同時に中国語翻訳文書も提出しなければならない、外商投資企業或いはその投資家は中国語翻訳文書と外国語原文の内容の一致性を確保しなければならない。</p> <p>第九条 批准を経て設立した外商投資企業に変更が発生し、且つ変更後の外商投資企業が国家の規定する参入特別管理措置に関わらない場合、備案手続を行わなければならない、備案を完了した場合、その「外商投資企業批准証書」は同時に失効する。</p> <p>第十条 備案管理の外商投資企業に発生した変更事項が、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)と関連する場合、外商投資に関連する法律法規に従って、審査批准手続を行わなければならない。</p> <p>第十一条 備案機関は外商投資企業設立或いは変更の備案情報を取得した後、入力情報の形式上の完全性、正確性を確認し、あわせて報告事項に対し、備案範囲との整合性を判断する。本弁法の規定する備案範囲に属する場合、商務主管部門は3営業日以内に備案を完了させなければならない。本弁法の備案範囲に属さない場合、商務主管部門は外商投資企業或いはその投資者にオンラインで通知し、あわせて関連部門にも通</p>
--	---

备案机构发现外商投资企业或其投资者填报的信息形式上不完整、不准确，或需要其对经营范围作出进一步说明的，应一次性在线告知其在15个工作日内在线补充提交相关信息。提交补充信息的时间不计入备案机构的备案时限。如外商投资企业或其投资者未能在15个工作日内补齐相关信息，备案机构将在线告知外商投资企业或其投资者未完成备案。外商投资企业或其投资者应于5个工作日内就同一设立或变更事项向备案机构另行申请补充备案信息。

备案机构应通过综合管理系统发布备案结果，外商投资企业或其投资者可在综合管理系统中查询备案结果信息。

第十二条 备案完成后，外商投资企业或其投资者可凭外商投资企业营业执照（复印件）向备案机构领取《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》（以下简称《备案回执》）。

第十三条 备案机构出具的《备案回执》载明如下内容：

- （一）外商投资企业或其投资者已提交设立或变更备案申报材料，且符合形式要求；
- （二）备案的外商投资企业设立或变更事项；
- （三）该外商投资企业设立或变更事项属于备案范围；
- （四）是否属于国家规定的进口设备减免税范围。

第三章 监督管理

第十四条 商务主管部门对外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

商务主管部门可采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。

商务主管部门与公安、国有资产、海关、税务、

知し処理させる。

備案機関は外商投資企業或いはその投資者が入力した情報に形式不備及び不正確な記述があることを発見した場合、或いはその経営範囲について追加説明が必要な場合、15日以内にオンラインで関連情報を補充提出するように一括して通知しなければならない。補充情報の提出にかかった期間は備案機関の備案処理期間に入れない。外商投資企業或いはその投資者が15日以内に関連補充資料を提出できない場合、備案機関は外商投資企業或いはその投資者に備案の未完成の旨をオンラインで通知する。外商投資企業或いはその投資者は同一の設立或いは変更事項に対し、5営業日以内に備案機関に別途補充情報の提出を申請しなければならない。

備案機関は総合管理システムを通じ、備案結果を公布する。外商投資企業或いはその投資者は総合管理システムにおいて、備案結果をチェックできる。

第十二条 備案完成通知を受けた後、外商投資企業或いはその投資者は外商投資企業營業許可証（コピー）を商務主管部門に提出すれば、「外商投資企業設立備案受付票」或いは「外商投資企業變更備案受付票」（以下備案受付票）を受取ることができる。

第十三条 商務主管部門が発行する備案受付票には以下内容が記載されている

- （一）外商投資企業或いはその投資者が既に提出した設立或いは変更の備案申告資料、形式要求との合致
- （二）備案された外商投資企業の設立或いは変更事項
- （三）当該外商投資企業の設立或いは変更事項が備案範囲に属すること
- （四）国家が規定する輸入設備の税金减免税範囲に属しているかどうか

第三章 监督管理

第十四条 商務主管部門は外商投資企業及びその投資者の本弁法の遵守状況に対し、監督検査を実施する。

商務主管部門は定期的に抽出検査、告発に基づいた検査、関連部門或いは司法機関の提案と反映された状況に対しての検査、職権による検査などの方式を採用し監督検査を行うことができる。

商務主管部門は公安、国有资产、税関、税務、工商、

工商、证券、外汇等有关行政管理部门应密切协同配合，加强信息共享。商务主管部门在监督检查的过程中发现外商投资企业或其投资者有不属于本部门管理职责的违法违规行爲，应及时通报有关部门。

第十五条 商务主管部门应当按照公平规范的要求，根据外商投资企业的备案编号等随机抽取确定检查对象，随机选派检查人员，对外商投资企业及其投资者进行监督检查。抽查结果由商务主管部门通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。

第十六条 公民、法人或其他组织发现外商投资企业或其投资者存在违反本办法的行爲的，可以向商务主管部门举报。举报采取书面形式，有明确的被举报人，并提供相关事实和证据的，商务主管部门接到举报后应当进行必要的检查。

第十七条 其他有关部门或司法机关在履行其职责的过程中，发现外商投资企业或其投资者有违反本办法的行爲的，可以向商务主管部门提出监督检查的建议，商务主管部门接到相关建议后应当及时进行检查。

第十八条 对于未按本办法的規定进行备案，或曾有备案不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定记录的外商投资企业或其投资者，商务主管部门可依职权对其启动检查。

第十九条 商务主管部门对外商投资企业及其投资者进行监督检查的内容包括：

- (一) 是否按照本办法規定履行备案手續；
- (二) 外商投资企业或其投资者所填报的备案信息是否真实、准确、完整；
- (三) 是否在国家規定实施准入特別管理措施中所列的禁止投资领域开展投资经营活动；
- (四) 是否未经审批在国家規定实施准入特別管理措施中所列的限制投资领域开展投资经营活动；
- (五) 是否存在触发国家安全审查的情形；
- (六) 是否伪造、变造、出租、出借、转让《备

証券、外貨等の関連行政管理部门と緊密に協力し、情報共有を強化しなければならない。商務主管部門は監督検査の過程において、自分の管理範囲以外の外商投资企业或いはその投資者の不正行爲を発見した場合、関連部門に直ちに通報しなければならない。

第十五条 商務主管部門は公平性・規範性の要求に従い、外商投资企业の備案コード等に基づき、検査対象をランダムに抽出し、検査人員をランダムに選定・派遣し、外商投资企业及び投資者に対する監督検査を行う。検査結果は商務主管部門より商务部外商投資情報公示システムにおいて公表される。

第十六条 公民、法人或いはその他の組織は外商投资企业或いはその投資者の本弁法に反する不正行爲を発見した場合、商務主管部門に告発できる。書面形式で告発する場合、明確な被告発者があり、且つ関連事実や証拠が提供されている場合、商務主管部門は受理後、必要な検査を行う。

第十七条 その他の関連部門或いは司法機關が職責を履行する過程において、外商投资企业或はその投資者による本弁法に反する不正行爲を発見した場合、商務主管部門に意見を提出できる。商務主管部門は関連意見を受理した後、必要な検査を行う。

第十八条 本弁法にしたがって備案していない、もしくは事実ではない備案をしている、監督検査に協力しない、商務主管部門が提出する行政処罰決定を履行しない外商投资企业或いはその投資者に対し、商務主管部門は職権に基づいて検査を行うことができる。

第十九条 商務主管部門が外商投资企业及びその投資者に対し実施する監督検査には以下の内容が含まれる

- (一) 本弁法に基づき、備案手續きを履行しているかどうか
- (二) 外商投资企业或いはその投資者が記入した備案情報の真実性、正確性、完全性
- (三) 外商投資参入特別管理措置のうち、禁止投資領域で投資経営活動を展開していないか
- (四) 外商投資参入特別管理措置のうち、制限投資領域で投資経営活動を展開していないか
- (五) 国家安全審査に抵触していないか
- (六) 「備案受付票」を偽造・変造・借用・貸出・譲渡して

<p>案回执》； (七) 是否履行商务主管部门作出的行政处罚决定。</p> <p>第二十条 检查时，商务主管部门可以依法查阅或者要求被检查人提供有关材料，被检查人应当如实提供。</p> <p>第二十一条 商务主管部门实施检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动，不得接受被检查人提供的财物或者服务，不得谋取其他非法利益。</p> <p>第二十二条 商务主管部门和其他主管部门在监督检查中掌握的反映外商投资企业或其投资者诚信状况的信息，应记入商务部外商投资诚信档案系统。其中，对于未按本办法规定进行备案，备案不实，伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》，对监督检查不予配合或拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定的，商务主管部门应将相关诚信信息通过商务部外商投资信息公开平台予以公示。</p> <p>商务部与相关部门共享外商投资企业及其投资者的诚信信息。 商务主管部门依据前二款公示或者共享的诚信信息不得含有外商投资企业或其投资者的个人隐私、商业秘密，或国家秘密。</p> <p>第二十三条 外商投资企业及其投资者可以查询商务部外商投资诚信档案系统中的自身诚信信息，如认为有关信息记录不完整或者有错误的，可以提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的，予以修正。 对于违反本办法而产生的不诚信记录，在外商投资企业或其投资者改正违法行为、履行相关义务后3年内未再发生违反本办法行为的，商务主管部门应移除该不诚信记录。</p>	<p>いないか (七) 商務主管部門より提出する行政処罰決定を履行しているか</p> <p>第二十条 検査する際に、商務主管部門は法に則って資料を閲覧、或いは被検査人に関連資料の提供を要求することができる。被検査人は直ちに事実を提供しなければならない。</p> <p>第二十一条 商務主管部門による検査の実施は、被検査人の正常な生産経営活動に支障をきたしてはならず、被検査人からの金銭やサービスを受取ってはならない。不法なその他利益を求めてはならない。</p> <p>第二十二条 商務主管部門とその他の主管部門は監督検査において把握した外商投資企業或いはその投資者の信用情報を商務部外商投資信用情報システムに登録しなければならない。そのうち、本弁法の規定に基づいて備案していない、備案が真実でない、「備案受付票」を偽造・変造・借用・貸出・譲渡している、監督検査に協力しない、或いは商務主管部門が出した行政処罰決定を履行しない場合、商務主管部門は関連信用情報を適切な方式をもって商務部外商投資信用情報システムを通じて公示しなければならない。</p> <p>商務部と関連部門は外商投資企業及びその投資者の信用情報を共有する。 商務主管部門は前述の二項に基づいて公表もしくは共有される信用情報は、外商投資企業或いはその投資者の個人情報プライバシー、商業秘密、或いは国家秘密を含んではならない。</p> <p>第二十三条 外商投資企業及びその投資者は商務部外商投資信用情報システム中の自身の信用情報を照会できる。関連情報の記録が不完全或いは誤りがある場合、関連証明資料を商務主管部門に提出し、修正申請できる。審査を経て、事実である場合、修正される。 本弁法の違反により生じた不誠実記録に対し、外商投資企業或いはその投資家が違法行為を改正し、関連義務の履行後3年以内に本弁法の違反行為が再度発生していなければ、商務主管部門は当該不誠実記録を削除しなければならない。</p>
---	--

第四章 法律责任

第二十四条 外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，未能按期履行备案义务，或在进行备案时存在重大遗漏的，商务主管部门应责令限期改正；逾期不改正，或情节严重的，处3万元以下罚款。

外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，逃避履行备案义务，在进行备案时隐瞒真实情况、提供误导性或虚假信息，或伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

第二十五条 外商投资企业或其投资者未经审批在国家规定实施准入特别管理措施所列的限制投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

第二十六条 外商投资企业或其投资者在国家规定实施准入特别管理措施所列的禁止投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

第二十七条 外商投资企业或其投资者逃避、拒绝或以其他方式阻挠商务主管部门监督检查的，由商务主管部门责令改正，可处1万元以下的罚款。

第二十八条 有关工作人员在备案或监督管理的过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四章 法律责任

第二十四条 外商投资企业或いはその投資者が本弁法の規定に違反する、期間中に備案義務を履行しない、重大な漏れがある場合、商務主管部門は期限内に改正するよう命令しなければならない。期間中に改正しない、或いは事態が重大な場合、3 万元以下の罰金を課す。

外商投資企業或いはその投資者が本弁法の規定に違反し、備案義務の履行を忌避し、備案を行う際の真実の状況を隠蔽、誤解を招くもしくは虚偽の情報を提供する、或いは「備案受付票」の偽造・変造・貸出・譲渡をした場合、商務主管部門は期限内の改正を命令し、あわせて3 万元以下の罰金を課さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門によって対応の法律責任を追及する。

第二十五条 外商投資企業或いはその投資者が審査批准を経ずに国家が規定する参入特別管理措置に記載された制限投資領域に投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は期限内の改正を命令し、併せて3 万元以下の罰金を課さなければならない。その他法律法規に違反する場合、関連部門によって対応の法律責任を追及する。

第二十六条 外商投資企業或いはその投資者が外商投資参入特別管理措置に記載された投資禁止領域に投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は関連する投資経営活動の展開を停止するよう命令し、あわせて3 万元の罰金を課す。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が対応の法律責任を追及する。

第二十七条 外商投資企業或いはその投資者が商務主管部門による監督検査を忌避、拒否、或いはその他方法で商務主管部門の監督検査を妨害する場合、商務主管部門によって改正を命令し、1 万元以下の罰金を課す。

第二十八条 商務主管部門の業務人員が備案或いは監督検査のプロセスにおいて、職権乱用、職務怠慢、情実、賄賂收受などの事実があった場合、法に基づき行政処分を行う。犯罪を構成する場合、刑事責任を追及する。

第五章 附則

第二十九条 本办法实施前商务主管部门已受理的外商投资企业设立及变更事项，未完成审批且属于备案范围的，审批程序终止，外商投资企业或其投资者应按照本办法办理备案手续。

第三十条 外商投资事项涉及反垄断审查的，按相关规定办理。

第三十一条 外商投资事项涉及国家安全审查的，按相关规定办理。备案机构在办理备案手续或监督检查时认为该外商投资事项可能属于国家安全审查范围，而外商投资企业的投资者未向商务部提出国家安全审查申请的，备案机构应及时告知投资者向商务部提出安全审查申请，并暂停办理相关手续，同时将有关情况报商务部。

第三十二条 投资类外商投资企业（包括投资性公司、创业投资企业）视同外国投资者，适用本办法。

第三十三条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，参照本办法办理。

第三十四条 香港服务提供者在内地仅投资《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对香港开放的服务贸易领域，澳门服务提供者在内地仅投资《〈内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对澳门开放的服务贸易领域，其公司设立及变更的备案按照《港澳服务提供者在内地投资备案管理办法（试行）》办理。

第三十五条 商务部于本办法生效前发布的部门规章及相关文件与本办法不一致的，适用本办法。

第五章 付則

第二十九条 本弁法の実施前に商務主管部門が既に受理した外商投資企業設立及び変更事項で、審査・批准が完了しておらず、且つ備案範囲に属する場合、審査・批准の手順を終了し、外商投資企業或いはその投資家は本弁法に基づき備案手続を行わなければならない。

第三十条 外商投資事項が反独占審査と関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。

第三十一条 外商投資事項が国家安全審査と関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。商務主管部門が備案手続き或いは監督検査を行う際に、当該外商投資事項が国家安全審査範囲に属することを発見し、さらに外商投資企業の投資者が商務部に対し、国家安全審査の申請をしていなかった場合、商務主管部門はただちに投資者に対し商務部まで安全審査を申請するよう告知し、関連手続を一時停止させ、同時に関連情報を商務部に報告しなければならない。

第三十二条 外商投資の投資性公司(投資性公司、創業投資企業を含む)は外国投資家とみなし、本弁法を適用する。

第三十三条 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区投資者の投資が国家规定实施参与特别管理措置と関わらない場合、本弁法を適用する。

第三十四条 香港サービス提供者が内地において『内地と香港のさらに緊密な経済貿易関係を構築する手配について』のサービス貿易協議の香港に開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、マカオサービス提供者が内地における『内地とマカオのさらに緊密な経済貿易関係を構築する手配』サービス貿易協議のマカオに開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、その企業の設立および変更の備案は「香港、マカオサービス提供者の内地における投資備案管理弁法（試行）」に基づき、手続を行う。

第三十五条 商務部は、本弁法の発効前に公布された部門規則及び関連文書と本弁法が不一致の場合、本弁法を適用する。

<p>第三十六条 自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构依据本办法第三章和第四章,对本区域内的外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。</p> <p>第三十七条 本办法自公布之日起施行。《自由贸易试验区外商投资备案管理办法(试行)》(商务部公告2015年第12号)同时废止。</p>	<p>第三十六条 自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区の関連機構は、本弁法第3章及び第4章に基づき、本区域内の外商投資企業及びその投資家に対して、本弁法の遵守状況の監督検査を実施する。</p> <p>第三十七条 本弁法は公布日より実施する。「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」(商務部公告2015年第12号)は、同時に廃止する。</p>
--	---

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFGバンク（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室